

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	予防接種に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

武豊町は、予防接種に関する事務の特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	なし
------	----

評価実施機関名

武豊町長

公表日

令和8年3月2日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	<p>行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下で取り扱う。</p> <p>予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、愛知県広域予防接種事業に係る運営要領に基づく予防接種の実施、実施の指示、費用の徴収等を行っている。</p> <p>特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①予防接種の実施 ②予防接種記録の作成、管理 ③予防接種費用の徴収</p> <p>番号法に基づいて、武豊町は、予防接種(新型インフルエンザの予防接種を含む)に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	1.健康管理システム(予防接種) 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー 4.ワクチン接種記録システム(VRS)
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表 14の項、126の項 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<input type="checkbox"/> 実施する <input type="checkbox"/> 実施しない <input type="checkbox"/> 未定 <p style="text-align: right;"><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	(情報提供の根拠) 番号法第9条第19条第8号に基づく第2条の表 25の項、26の項、153の項、154の項 (情報照会の根拠) 番号法第9条第19条第8号に基づく第2条の表 25の項、27の項、28の項、29の項、153の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	郵便番号470-2392 武豊町役場 総務部 総務課 住所:愛知県知多郡武豊町字長尾山2番地 電話:0569-72-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	郵便番号470-2334 武豊町役場 健康福祉部 健康課 住所:愛知県知多郡武豊町字中根四丁目83番地 電話:0569-72-2500
⑨ 規則第9条第2項の適用	[]適用した
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年3月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、マイナンバー登録や副本登録の際には、本人からのマイナンバー取得の徹底や、住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、上記のほか、下記の局面で特定個人情報の取扱いに関して手作業が介在するが、いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分であると考えられる。 ・申請書に記載された個人番号及び本人情報のデータベースへの入力 ・特定個人情報の記載がある申請書等(CD・USBメモリを含む。)の保管 ・個人番号及び本人情報が記載された申請書の廃棄等	
9. 監査		
実施の有無	[] 自己点検	[<input checked="" type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	[8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策]	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人為的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。 ・特定個人情報が記録されたSDカード等の物理的媒体を受け渡す際には、原則として担当者間での対面による受け渡しを徹底し、紛失・盗難のリスクを最小限に抑えている。 ・特定個人情報を含む電子データを取り扱う際には、パスワードによる厳重な保護を義務付けている。これにより、不正なアクセスや誤操作による情報漏えいを防止している。 データの送受信時には、暗号化通信の利用や、誤送信防止のための複数人による確認等の手順を設けている。 ・特定個人情報は施錠可能な保管庫で管理している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年11月15日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	(別表第二における情報提供の根拠) 該当なし (別表第二における情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の 制限)及び別表第二の17, 18, 19の項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二 16-2の項 ・主務省令第12条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二の16-2, 1 7, 18, 19の項 ・主務省令第12条の2, 第12条の3, 第13条, 第13条の2	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当 部署	①部署 健康福祉部 健康課 ②所属長 澤田 由美子	①部署 健康福祉部 健康課 ②所属長 近藤 昭子	事後	
平成30年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取 扱いに関する問合せ	郵便番号470-2392 武豊町役場 健康福祉部 健康課 住所: 愛知県知多郡武豊町字中根四丁目83番 地 電話: 0569-72-2500	郵便番号470-2334 武豊町役場 健康福祉部 健康課 住所: 愛知県知多郡武豊町字中根四丁目83番 地 電話: 0569-72-2500	事後	
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当 部署	②所属長 健康課長 近藤 昭子	②所属長の役職名 健康課長	事後	
平成31年4月1日	VI リスク対策	無	有	事後	
令和2年3月30日	再実施 II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数 か 2. 取扱者数 いつ時点の計数 か	平成27年4月23日時点	令和2年3月16日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年12月9日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項、別表第一 第10項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項、別表第一 第10項、第93の2項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条、第67条の2	事前	
令和2年12月9日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二 16-2の項 ・主務省令第12条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二の16-2、17、18、19の項 ・主務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二の16-2、16-3、115-2の項 ・主務省令第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二の16-2、17、18、19、115-2の項 ・主務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年3月4日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	<p>武豊町は、地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下で取り扱う。</p> <p>予防接種法、愛知県広域予防接種事業に係る運営要領に基づく予防接種の実施、実施の指示、費用の徴収等を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①予防接種法の実施 ②予防接種記録の作成、管理 ③予防接種費用の徴収</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、武豊町は、予防接種に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	<p>武豊町は、地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下で取り扱う。</p> <p>予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、愛知県広域予防接種事業に係る運営要領に基づく予防接種の実施、実施の指示、費用の徴収等を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①予防接種法の実施 ②予防接種記録の作成、管理 ③予防接種費用の徴収</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、武豊町は、予防接種(新型インフルエンザの予防接種を含む)に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ②事務の概要	<p>武豊町は、地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下で取り扱う。</p> <p>予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、愛知県広域予防接種事業に係る運営要領に基づく予防接種の実施、実施の指示、費用の徴収等を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①予防接種法の実施 ②予防接種記録の作成、管理 ③予防接種費用の徴収</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、武豊町は、予防接種(新型インフルエンザの予防接種を含む)に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p>	<p>武豊町は、地方税法及び行政手続きにおける特定の個人を認識するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下で取り扱う。</p> <p>予防接種法、新型インフルエンザ等対策特別措置法、愛知県広域予防接種事業に係る運営要領に基づく予防接種の実施、実施の指示、費用の徴収等を行っている。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。</p> <p>①予防接種法の実施 ②予防接種記録の作成、管理 ③予防接種費用の徴収</p> <p>番号法の別表第二に基づいて、武豊町は、予防接種(新型インフルエンザの予防接種を含む)に関する事務において、情報提供ネットワークシステムに接続し、各情報保有機関が保有する特定個人情報について情報連携を行う。情報提供に必要な情報を「副本」として中間サーバーへ登録する。</p> <p>新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市区町村へ接種記録の照会・提供を行う。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。 	事後	
令和3年12月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報を取り扱う事務 ③システムの名称	1.健康管理システム(予防接種) 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー	1.健康管理システム(予防接種) 2.団体内統合宛名システム 3.中間サーバー 4.ワクチン接種記録システム(VRS)	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年12月15日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 番号法第9条第1項、別表第一 第10項, 第93の2項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条, 第67条の2	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項、別表第一 第10項, 第93の2項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条 第67条の2	事後	
令和3年12月15日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二の16-2, 16-3, 115-2の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第7号、別表第二の16-2, 17, 18, 19, 115-2の項	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の16-2, 16-3, 115-2の項 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の16-2, 17, 18, 19, 115-2の項	事後	
令和3年12月15日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 評価対象の事務の対象人数 は何人か	1,000人以上1万人未満	1万人以上10万人未満	事後	
令和3年12月15日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数 か	令和2年3月16日時点	令和3年11月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和8年3月2日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) ・番号法第9条第1項、別表第一 第10項、第93の2項 ・番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) ・番号法第19条第6号(委託先への提供) 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) (平成26年内閣府・総務省令第5号) ・別表第一省令第10条、第67条の2	番号法第9条第1項 別表 14の項、126の項 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和8年3月2日	I 関連情報 4. 情報ネットワークシステム による情報連携 ②法令上の根拠	(情報提供の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の16-2、16-3、115-2の項 ・主務省令第12条の2、第12条の2の2、第59条の2 (情報照会の根拠) ・番号法第19条第8号、別表第二の16-2、17、18、19、115-2の項 ・主務省令第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2、第59条の2	(情報提供の根拠) 番号法第9条第19条第8号に基づく第2条の表25の項、26の項、153の項、154の項 (情報照会の根拠) 番号法第9条第19条第8号に基づく第2条の表25の項、27の項、28の項、29の項、153の項	事後	
令和8年3月2日	IIしきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か 2.取扱者数 いつ時点の計数	令和3年11月1日 時点	令和8年3月1日 時点	事後	
令和8年3月2日	IVリスク対策 8.人手を介在させる作業 判断の根拠	なし	新規作成	事後	
令和8年3月2日	IVリスク対策 11.最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	なし	新規作成	事後	